# 元老院調査報告書五五八号(二〇〇八-二〇〇九)の概要

――フランス民事責任法の現代的課題 ――

荻 野 奈 緒

III民事責任の効果

序 Ι

改正の基本的指針

1 損害を軽減し又はその増悪を回避すべき債務

損害賠償の合意による修正

2

懲罰的損害賠償の導入

損害の評価における不公平の是正

賠償され得る損害の制限

2 因果関係の明確化 II

民事責任の要件

1

2

民事責任法の構造の維持 民事責任法の整合性

3 責任発生事由の限定

同志社法学 六二卷二号 二七

(四七三)

#### 序

効法が、それぞれ改正され、二○○七年には信託に関する規ても、二○○六年には相続法と担保法が、二○○八年には時でいる。財産法に関係するごく最近の主だった改正だけをみ1 周知のとおり、フランスでは民法典の重要な改正が相次い1 周知のとおり、フランスでは民法典の重要な改正が相次い

うとしている。本格的な債務法改正論議の端緒となったのは、そして、これに続く大きな改正が債務法の分野でも行われよ定が民法典中に創設された。

とエール・カタラ(Pierre CATALA、パリ第二大学名誉教授)を長とする委員会によって二○○五年九月に司法大臣に提出さた、「債務法及び時効法の改正に関する準備草案」(以下「カタラ準備草案」という。)であろう。カタラ準備草案に対しては、二○○六年一○月に、パリ商工会議所(Chambre de commerce et d'industrie de Paris, CCIP)から批判的な反応が示され、二○○七年六月には、ピエール・サルゴ(Pierre SARGOS)を長とする破毀院の委員会による報告が出されている(以下「サルゴ報告」という。)。

morales et politiques)の委員会によって契約法改正に向けた(François TERRÉ、アカデミー会員、パリ第二大学名誉教授)省草案が策定され、同年一二月には、フランソワ・テレ省の後、二〇〇八年七月に、カタラ準備草案とは別に、司法

約法に限定したものである。 証案も公表されているが、これらはいずれも、その対象を契

このような中、元老院法律委員会の民事責任に関する委員会

に達したとして、本報告書において、合計二八の提言を行って聴取を行ったうえで、民事責任法の改正が必要であるとの結論げ以降、経済界、司法界、学者及び行政に対して約四○の意見報告書」という。。同委員会は、二○○八年一一月の立ち上が、二○○九年七月一五に、調査報告書を公表した(以下、「本が、二○○九年七月一五に、調査報告書を公表した(以下、「本

る改革の機会でなければならないともいう。つも、賠償制度をよりよいものとするための新たな規定を設けつも、賠償制度をよりよいものとするための新たな規定を設け基本原則に変更を加えるようなものであってはならないとしつ2 本報告書は、民事責任法の改正は、原則として、現行法のいる。

そして、具体的には、次の三つの改革を提言している。第一そして、具体的には、次の三つの改革を提言している。第二に、少額の個別的損害(dommage individuel)を生じさせる、に、少額の個別的損害(dommage individuel)を生じさせる、に、少額の個別的損害(dommage individuel)を生じさせる、に、少額の個別的損害(dommage individuel)を生じさせる、に、少額の個別的損害(dommage individuel)を生じさせる、に、少額の個別的損害(dommage individuel)を生じさせる、に、少額の個別的損害(dommage individuel)を生じさせる、第一に、少額の個別的損害を増悪させない債務を認めることである。

害について、当該集団に属する特定された者に連帯責任を負わてれに対して、同一集団に属する不特定の者が生じさせた捐

している課題を提示し、それに対してどのような取り組みがな以上のような本報告書は、現在のフランス民事責任法が直面てフォートによらない責任を認めることは、否定されている。せることや、経済的相互依存関係という事由(fait)に基づい

であるが、その際、フランスの民事責任法が直面している課題3 本稿は、本報告書の概要を紹介することを目的とするもののであるといえ、大変興味深い。

されている(なされようとしている)のかを浮き彫りにするも

る提言を、次に、民事責任の要件に関する提言を、最後に、民は、本報告書の叙述順序に従い、まず、改正の基本方針に関す意識や提言内容をみていくこととしたい。紹介の順序としてがどのように提示されているかに留意しつつ、本報告書の問題

#### I 改正の基本的指針

事責任の効果に関する提言を取り上げることとする。

#### 1 民事責任法の整合性

本報告書はまず、民事責任法の特殊制度があまりに多いといり 特殊制度 (régime spécial) の多さ

う問題を指摘する。すなわち、本報告書によれば

といわれ、それらの重要性は様々である。 フランスにおける民事責任の特殊制度は七〇近くも存在する

条以下)や、製造物責任(一三八六-一条以下)のように、民特殊制度の中には、建築の分野における民事責任(一七九二

典、民間航空法典、商法典、消費法典、環境法典、森林法典、の外に存在している。民法典外の特殊制度は、例えば、保険法法典の中に規定されているものもあるが、多くの制度は民法典

鉱業法典、通貨金融法典、

いは農事法典といった特殊法典の中にみられるほか、その大多

知的所有権法典、

公衆衛生法典ある

は、原子力の分野における民事責任に関する一九六八年一○月進を目的とする一九八五年七月五日の法律六七七号、あるい律五七五号や、交通事故被害者の状況の改善と賠償手続きの促数が、デジタル経済の信用のための二○○四年六月二一日の法

よる準則がある。さらに、損害の賠償に関しては、各種の基金に由来する準則が存在するし、近隣トラブルに関しては判例にまた、国際運送や環境の分野では国際条約や欧州共同体規則いる。

あって、利用頻度や発展具合もまちまちである。乱立している状況にあり、それぞれの制度の内容は多種多様で以上のことを考えると、民事責任法は、いわば、特殊制度が

も存在する。

### (2) 特殊制度を整理する必要性

に値するけれども、それと同時に、これらの制度を整理し秩序ける状況の多様性を反映したものであるとし、そのことは考慮本報告書は、以上のような特殊制度の多さは、社会生活にお

元老院調査報告書五五八号(二〇〇八-二〇〇九)の概要

同志社法学 六二巻二号 二一九 (四七五

立てる必要があるという。

れていることから、後者について一般的制度(régime général) に、特殊制度の中に、特殊な準則のみならず一般準則も規定さ における解釈と食い違う解釈がなされる危険性があること。第 本報告書が指摘する問題点としては、次の三つがある。 第

役割を再確認し、解釈の食い違いを回避するために、重複を可 そして、第一の点については、一般的制度の一般法としての これらの制度間の適用関係を明確化する必要があること。第三 二に、同じ損害について複数の制度が適用され得ることから、

に、民事責任法へのアクセスが阻害されていることである。

能な限り解消し、 ことが適切だとする。 特殊制度の中に一般的制度の準用規定を置く

る。前者の方法によれば被害者保護に資するけれども、 るかという方法が考えられるが、後者の方法によるべきだとす るうえ、法的安全を低下させてしまうのに対し、 体の活動を保護するために置かれた特殊制度の目的が阻害され 度を選ばせるか、あるいは特殊制度の適用を一貫して優先させ を明確化する方法として、 制度相互間の適用分野が重複している場合の制度間の適用関係 第二の点については、特殊制度と一般的制度、 あるいは被害者に適用されるべき制 後者の方法は あるいは特殊 責任主

設けた制限にとどまるものだというのがその理由である

もっとも、

本報告書では、

一般的制度に対する特殊制度の優

単純で一貫性を有するうえ、被害者の受ける不利益は立法者が

る選択を認めることも正当化され得るとされている。 先適用原則 るわけではないことも指摘され、一定の重大な損害について 被害者保護の要請が法的安全の要請を上回り、 (principe d'exclusivité) があらゆる場合に妥当す

は、

け交通事故に関する特殊制度については、紛争の多さからして 典が参照されることが少なくなっているとしたうえで、 り、重要な特殊制度が民法典中に規定されていないために民法 が、市民の民事責任法へのアクセスを阻害する要因となってお とりわ

第三の点については、特殊制度とそれを規定する法源の多さ

性は、カタラ準備草案においても採用されている(一三八五条 民法典に取り込むべきだとする。なお、これと同様の方向 も、それが被害者に対して一般的な保護を与えることからして

以下)。

が望ましいことが挙げられている。 該活動にかかる他の準則とともに一つの法典に規定されること その理由としては、活動分野に応じた特殊制度については、当 むよりも、可能な限り、特殊法典化が目指されるべきだとする。 これに対し、その他の特殊制度については、民法典に取り込

の重複を削除し、準用規定に置き換える。性を回避するため、特殊制度の中に存在する一般的制度提言1 一般準則について食い違う解釈がなされる危険

明確にする。 提言2 一般的制度に対する特殊制度の優先適用原則を

典の中に取り込む。 を目的とする一九八五年七月五日の法律の規定を民法を目的とする一九八五年七月五日の法律の規定を民法

るべきだという。

判例準則の明文化

(3)

法を充実させてきたことを指摘し、改正の機会に、確立した判れるように、判例による法創造が多く行われ、それが民事責任による一般的責任や他人の所為による責任といった制度にみら本報告書は、民事責任法の分野においては、例えば物の所為

元老院調査報告書五五八号(二〇〇八-二〇〇九)の概要

ないこと、及び、フランスの民事責任法の理解を難しくしてい告書が指摘する問題点は、破毀院の立場が必ずしも安定的では判例準則に依拠した解決がなされている現状について、本報例準則を明文化し、場合によっては整序するべきだという。

ることである。

であり、また、明文化の際に、それに値するものを取捨選択す制度に関する準則であって十分に安定的なものに限られるべきすることにもなるとする。もっとも、明文化の対象は、一般的決されるし、そのことによって市民のアクセシビリティが向上そして、これらの問題点は、判例準則を明文化することで解

る判例準則を明文化することが想定されているようである。あるいは契約前責任(responsabilité précontractuelle)に関す務(安全債務や情報債務等)や、他人の所為による契約責任、いては明言を避けているが、例えば、契約を補完する種々の債本報告書は、数ある判例のうちいずれを明文化すべきかにつ

jurisprudentiel)について、確立させるに適した解決を**提言5** 民事責任法に関する判例の到達点(acquis

選別して、民法典の中に規定する。

同志社法学 六二巻二号 二二一 (四七七)

2 民事責任法の構造の維持

するイギリス法やドイツ法を参照しているが、これらの法とフ問題を提起し、まず、フランス法とは異なるアプローチを採用本報告書は、現行法の構造に変更を加えるべきか否かという

次に、民事責任法のヨーロッパレベルでの統一の可能性にも務的な問題の解決にあたって対照させ得るにとどまるという。ランス法との相違はあまりに大きく、一定の紛争類型における実

次に、民事責任法のヨーロッパレベルでの統一の可能性にも一次に、民事責任法改正の目的とはなり得ないとする。フランスおける民事責任法改正の一次的な目的は、あくまで、現代社おける民事責任法改正の目的とはなり得ないとする。フランスおける民事責任法改正の目的とはなり得ないとし、フランスに言及しているが、それは未だ現実的ではないとし、フランスに言及しているがるというのである。

別することの重要性が小さくなっているとの指摘もある。

法の構造を維持するべきだと結論づけている。任の関係をどのように考えるかという問題を取り上げて、現行きかという問題の具体的な現れとして、契約責任と不法行為責そのうえで、本報告書は、民事責任の構造に変更を加えるべ

### ① 契約責任と不法行為責任の二元性

せるべきだとしている。すなわち、本報告書によれば――と不法行為責任の伝統的な区別は維持しつつ、両制度を接近さ批判が加えられているところであるが、本報告書は、契約責任契約責任と不法行為責任の二元性に対しては、今日、様々な

で類似しており、その効果にも共通点が多いため、これらを区下類似しており、その効果にも共通点が多いため、これらを区に、まず、契約責任と不法行為責任の信用が、賠償され得る損害は不法行為責任によって賠償されるべきであり、契約の履行に代わる損害賠償は等価物による履行にすぎないとされる。次に、契約責任と不法行為責任の境界が曖昧であるとの批別もなされている。さらに、両責任の制度が、賠償され得る損害は不法行為責任の存在そのものを否定する見解がある。は、まず、契約責任と不法行為責任の二元性に対する批判としてに類似しており、その効果にも共通点が多いため、これらを区で類似しており、その効果にも共通点が多いため、これらを区で類似しており、その効果にも共通点が多いため、これらを区で類似しており、その効果にも共通点が多いため、これらを区で類似しており、その効果にも共通点が多いため、これらを区で類似しており、その効果にも共通点が多いため、これらを区で類似しており、その効果にも共通点が多いため、これらを区域、まず、契約責任と不法行為責任の二元性に対する批判として、対象に対している。

したがって、契約責任と不法行為責任の伝統的な区別は、維在することから、両責任を完全に同一視することはできない。存意によって課される給付とは異なるものであるから、契約責任に共通の準則が多いとしても、契約責任に固有の準則も存任は賠償を目的とするものである。また、契約責任と不法行為任に共通の準則が多いとしても、契約責任と不法行為は、経済的にも法的にも、契約責任に共通の際に債権者が得る賠償は、経済的にも法的にも、

る。 (室) られるべきことが強く主張されており、この点は傾聴に値すられるべきことが強く主張されており、この点は傾聴に値すられるべきことが強く主張されており、この点は傾聴に値する。

持されるべきである。

生事由ではなく損害を起点として責任法を構築する、身体的損身体的損害の被害者を保護するための提案としては、責任発

であるように思われる。 が、いずれも現行法の構造を見直すものであり、実現困難あるが、いずれも現行法の構造を見直すものであり、実現困難体損害の賠償のための独立した法典を創設するといったものが害の被害者全員に妥当する賠償法の原則を置く、あるいは、身

ろう。
を維持しつつ、それによって生じる不公平を除去することであであるのは、カタラ準備草案が提案するように、現行法の構造であるのは、カタラ準備草案が提案するように、現行法の構造の

しつつ、両制度を接近させる。 契約責任と不法行為責任の伝統的な区別を維持

#### (2) 両制度の適用関係

三者が不履行を援用することを認めるべきだとするものであ行為上のフォートを証明することができない場合にも、当該第であり、他方は、契約不履行により損害を被った第三者が不法的損害を被った被害者のために例外を設けるべきだとするものないような二つの提言を行っている。その一方は、判例によっ本報告書は、契約責任と不法行為責任の適用関係について、本報告書は、契約責任と不法行為責任の適用関係について、

### (i) ノン・キュムル原則の明文化(※)

本報告書は、破毀院が、一九二二年のPelletier判決以来、契本報告書は、対していることを表することを表する。

える。 規定しつつ、身体的損害の被害者のために例外を付け加援**言7** 契約責任と不法行為責任のノン・キュムル原則を

本報告書は、契約不履行の被害者たる第三者が、その被った契約不履行により損害を被った第三者による損害賠償請求

六二巻二号

(四七九)

(ii)

三者は、加害者に対して訴訟を提起するに際し、不法行為責任契約上の違背を主張することができる」ところ、被害者たる第の第三者は、契約上の違背(manquement contractuelle)によの第三者は、契約上の違背(manquement contractuelle)によが、従来の判例の不一致に終止符を打った破毀院全部会二〇〇ず、従来の判例の不一致に終止符を打った破毀院全部会二〇〇時書の賠償を得るための要件は何かという問題について、ま損害の賠償を得るための要件は何かという問題について、ま

に固有の責任発生事由を主張する必要はない。

評価していることをふまえ、カタラ準備草案に賛成の立場を 賛否両論あるが、サルゴ報告がカタラ準備草案を正当なものと 水をするかという選択肢を認めていること、カタラ準備草案が、第三者に、あるいは契約を援用 いること、カタラ準備草案が、第三者に、あるいは契約を援用 いること、カタラ準備草案が、第三者に、あるいは契約を援用 いること、カタラ準備草案が、第三者に、あるいは契約を援用 いること、カタラ準備草案が、第三者に、表名いは契約を援用 の予見を害し、契約の相対効原則に反するとの批判がなされて の予見を害し、契約の相対効原則に反するとの批判がなされて の予見を害し、契約の相対効原則に反するとの批判がなされて

きるという条件で-不法行為責任に基づいて、請求する用されるために必要な要件の充足を証明することがで従い-契約責任に基づいて、あるいは不法行為責任が適生じた損害の賠償を、あるいは契約責任に関する準則に提言8 契約の第三者が、契約上の債務の不履行によって

#### Ⅱ 民事責任の要件

ことを認める。

本報告書は、改正の基本方針に関する提言に続いて、民事責任の要件を改革するべきかという問題について検討を加えてい任の要件を改革するべきかという問題について検討を加えていたの要件を改革するべきかという問題について検討を加えてい

### 1 賠償され得る損害の制限

批判的な立場を表明している。 でollectif)の賠償と将来の不確実な事象に依存する損害の賠償を認めて、民事責任制度によって賠償され得る損害の範囲を二を認めて、民事責任制度によって賠償され得る損害の賠償を報告書は、カタラ準備草案が、集団的損害(préjudice

#### (1) 集団的損害 <sup>(3)</sup>

れているとして、これに否定的な立場を示している。すなわち、を測ることが困難であり、かつ、その導入の目的は既に達成さついて、本報告書は、そのような概念は不精確であるから射程集団的損害の概念を民法典中に導入するべきかという問題に

本報告書によれば

- (i) カタラ準備草案は、賠償され得る損害について、「財産いる。
- (語) また、環境損害については、従来、低額にとどまるもの(語) また、環境損害と環境責任に関する規定が挿入さて、環境法典中に、環境損害と環境責任に関する規定が挿入された。これによっ二〇〇八年八月一日の法律七五七号によっいての環境責任に関する二〇〇八年八月一日の法律七五七号によっいての環境責任に関する二〇〇八年八月一日の法律七五七号によって、環境損害については、従来、低額にとどまるものに。これによって、カタラ準備草案の第一の目的は達成された。これによって、カタラ準備草案の第一の目的は達成された。これによって、カタラ準備草案の第一の目的は達成された。これによって、カタラ準備草案の第一の目的は達成された。これによって、カタラ準備草案の第一の目的は達成された。これによって、カタラ準備草案の第一の目的は達成された。これによって、カタラ準備草案の第一の目的は達成された。これた。これに関するの目の目的は達成された。これによって、カタラ準備草案の第一の目的は達成された。これによって、カタラ準備草案の第一の目的は達成された。これによって、カタラ準備草案の第一の目のは達成された。これによって、カスティーの目のは達成された。これによって、カラットによって、カタラ準備草案の第一の目のは達成された。これによって、カタラ準備草案の第一の目のは、大きないのでは、カラットの目のには、カラットの目のは、カラットの目のは、カラットの目のは、カラットの目のは、カラットの目のは、カラットの目のは、カラットの目のは、カラットの目のは、カラットの目のは、カラットの目のは、カラットの目のは、カラット

提言9 「集団的損害」の概念を民法典に導入することは

しない。

#### (2) 将来の損害 <sup>36</sup>

によれば — 将来の不確実な事象に依存する損害の即時の賠償を認めるべ将来の不確実な事象に依存する損害の則益になるものではせる危険があり、かつ、必ずしも被害者の利益になるものではきかという問題について、本報告書は、実務的な困難を生じさきかという問題にかれば —

されることにかからせつつ、定めるべきだとした原審の判決を 実である場合には、既発生の損害しか賠償の対象とならず、被 支持した。 よる損害のその余の賠償を、 条によって創設された賠償基金が、 て、破毀院は、一九九一年一二月三一日の法律一四〇六号四七 疫不全症候群(AIDS)を発症することが不確実な者につい なる。もっとも、輸血により血清反応陽性となったが後天性免 害者は損害が発生した時点で新たに損害賠償を請求することに である場合には即時の賠償が認められている反面、それが不確 による特定の損害を即時に補償すべきことに加え、AIDSに (i) 現行法下では、将来の損害については、その発生が確 その支払いを疾病が医学的に確認 血清反応陽性となったこと 実

これに対し、

カタラ準備草案は、「将来の損失は、

現在の状

2

判官は、その判決の履行を当該事象の実現にかからせること 失の確実性が、 況の確実かつ直接の延長であるときは、賠償され得る」し、「損 将来の不確実な事象に依存しているときは、 裁

三四五条)と規定して、将来の不確実な事象に依存する損害の 直ちに責任主体に対して賠償を命じることができる」(一

即時の賠償を一般化している。 (ii) カタラ準備草案に対しては、経済界や司法省等から実務

ているうえ、被害者にとって必ずしも利益になるものではな 的に困難な問題を生じさせるのではないかとの懸念が表明され 費用を負担し被害者への賠償に充てるべき金員を準備しておか 時の賠償を認める判決が出された場合、加害者は、直ちに手続 すなわち、将来の不確実な事象に依存する損害について即

ることもあり得るのである。 その際に従前とは異なる裁判官によって異なった結論が出され ためには、改めて司法裁判官のもとに出頭しなければならず、 なければならない。他方、被害者は、損害賠償の支払いを得る

提言 10 賠償責任を課す可能性を認めることはしない。 将来の不確実な事象に依存する加害者に即 時

13

得ていること、

但し身体的加害者に部分的免責を認めるために

免責、交通事故に関する規律の適用、 本報告書は、カタラ準備草案が、 因果関係の明確化

被害者の所為を理由とする

及び、

集団構成員の連帯

(1) 被害者の所為を理由とする免責

カタラ準備草案は、次のように規定して、

判例の到達点の大

は賛成の立場を、後者には反対の立場を表明している。 責任に関して、改正の提案をしていることを指摘し、

事理弁識能力 (discernement) に欠ける者には適用しない」(一 責をもたらし得る」(一三五一条)。「前二条に定める免責は、 の完全性の侵害の場合には、重大なフォートのみが、部分的免 与した被害者のフォートによってしかもたらされ得ない。身体 ができない」(一三五〇条)。「部分的免責は、 に損害を生じさせようとしたときは、すべての賠償を得ること 部分を明文化しようとしている。 すなわち、「被害者は、 損害の発生に寄

三五一-一条)と。 本報告書は、以上の提案は、サルゴ報告を含む多くの賛同を

ていることを指摘しつつ、被害者の所為を理由とする免責に関 被害者の重大なフォートを要求する点については疑問も呈され

する準則を民法典中に規定することに賛成している。 る免責は認めないという点についても、 また、本報告書は、事理弁識能力のない者の所為を理由とす 被害者のフォー トトを理

由から、妥当であるとしている。 由とする免責は私的制裁(peine privée)を構成するという理

提言11 が事理弁識力に欠けるときには免責の効果を否定する。 に関する判例準則を民法典の中に取り込みつつ、被害者 被害者の所為を理由とする加害者の責任の免責

#### (2) 交通事故に関する規律の適用

い被害者と同視するという二つの改正提案をしているが(一三 イの事故にも拡大し、また、運転者たる被害者を運転者でな 交通事故に関する一九八五年七月五日の法律六七七号につい カタラ準備草案は、その適用範囲を鉄道事故やトラムウェ

これに賛成していること、このような解決は広い賛同を得て (i) 本報告書は、まず、前者の提案について、サルゴ報告も

八五条以下)、本報告書は、その双方に賛成している。

行者や自転車等と同じ交通の危険にさらされている運転者が、 これらの危険を担保するための義務的保険によって賠償を得る に応じた複雑な制度を定めていることを指摘したうえで、歩(タタ) 加害者の免責に関して、被害者の身分及びそのフォートの性質 いることを指摘して、これに賛成する。 (ii) また、後者の提案については、現行法が、身体的損害の

> ことは必要であり論理的であるとするカタラ準備草案の提案理 由を援用し、これに賛成している

ついては言及していない。 規定(一九八五年七月五日の法律六七七号三条二項) なお、本報告書は、子ども、高齢者及び障害者に関する特別

の削除に

提言 12 動式陸上車両に関わる事故と同一視する。 鉄道及びトラムウェイの事故を、 他のエンジン駆

提言 13 運転者を他の交通事故の被害者と同一視する。

#### (3) 集団構成員の連帯責任

本報告書によれば つ、これを一般化することの危険性を指摘している。すなわち、 はこのような例外を一般化しようとしていることを指摘しつ された構成員の責任を推定していること、及びカタラ準備草案 だけで、その集団に属する者全員の責任を肯定することができ が例外的に不特定の集団構成員が生じさせた損害について特定 るかという問題について、判例は原則として消極に解している 本報告書は、フォートを犯した者がある集団に属するという

判例が例外を認めているのは、ラグビーのようなスポ

同志社法学 六二巻三号 二二七 (四八三

元老院調査報告書五五八号(二〇〇八-二〇〇九)の概要

ツ 45 狩りのようなレジャーのように、 集団的に行われ、

特定されたときには、 る。また、集団的責任が推定される場合であっても、 周囲に危険を生じさせる活動の中で生じた事故についてであ その推定は覆され、集団的責任は認めら 加害者が

れなくなるとされる。 これに対して、 カタラ準備草案は、「損害が集団の不特定の

ないことを証明した者についてはこの限りではない」(一三四 連帯して、それにつき責任を負う。ただし、自身が加害者では 構成員により引き起こされたときは、特定された全構成員が、

(ii) これに対し、サルゴ報告は、集団的責任の一般化によっ

3

責任発生事由

田の限定

八条)として、集団構成員の連帯責任を一般的に肯定している。

も疑問を呈している。また、カタラ準備草案に賛同する者はわないとされていること(一三八六-七条一項)との整合性に 来の供給者又は製造者を示さない場合にしか、製造物責任を負 場合で、かつ、被害者により通知された日から三か月以内に本 製造物責任制度において、供給業者は、製造者が特定されない てストライキやデモの権利が妨げられるとしてこれを批判し、

なしに責任を負わせることになることといった不都合を指摘し 由の存在も明らかではないのに因果関係の証明を要求すること ある企業が訴えられる危険があること、 め同人に対して求償訴権を行使し得ないこと、最も支払能力の 存在を証明することは困難であること、加害者が不明であるた 大多数は、「集団」概念の不精確さや、フォートの不 あるいは、責任発生事

> て、これに反対している。これらの点に鑑みれば、 同志社法学 六二卷二号 集団的責任

の一般化には賛成できない。もっとも、

判例を見直すべきだと

いうわけではない。

提言 14 グルー プの不特定の構成員によって生じた損

任を一般化することはしない。 についての、 当該グループの特定された構成員の連帯責

三つの類型があるとされているが、 物の所為(fait des choses)及び他人の所為(fait d'autrui)の 案が後二者について改正提案をしていることに鑑み、これら二 伝統的には、責任発生事由には、個人の所為(fait personnel)、 本報告書は、 カタラ準備草

本報告書は、物の所為による責任について、判例により確立 (1) 物の所為による責任

つだけを取り上げている。

fait de l'exploitation d'activité anormalement dangereuses) された一般的制度を民法典中に規定するべきだとする。 ついては賛否両論あるとして、 対し、異常に危険な活動の経営による責任 態度を留保している。 (responsabilité du

### (i) 物の所為による責任の一般的制度 (Si)

民法典一三八四条一項は、「自己の所為によって生じる損害民法典一三八四条一項は、「自己の所為によっ責任を負う」として物の所為による責任を規定しているところ、判例は、一九三〇年のJand'heur判決以来、同条を基礎とろ、判例は、一九三〇年のJand'heur判決以来、同条を基礎とろ、判例は、一九三〇年のJand'heur判決以来、同条を基礎とろ、判例は、一九三〇年の所為による責任を規定しているとこう。以来、例えば交通事故や製造物責任の分野で、物の所為によって生じる損害にけてなる責任の特殊制度が数多く設けられている。

本報告書は、諸外国に例を見ない物の所為による責任の一般的制度を維持するべきかという問題を提起し、カタラ準備草案が判例準則を明文化しようとしていること(一三五四条以下)、これを支持していることを指摘する。そして、物の所為による責任の一般的制度の濫用がみられないこと、これを削除すれば司法の空白が生じることから、これを維持するべきだとしている。

提言15 物の所為による責任の一般的制度を確立する。

# ii 異常に危険な活動の経営による責任(38)

カタラ準備草案は、

険な活動を経営したことによる責任の制度を導入することを提

物の所為による責任のほかに、

異常に危

案している (一三六二条)。同条によれば、異常に危険な活動ない。 (一三六二条)。同条によれば、異常に危険な活動が適法は「同時に多数の者に重大な損害を与える危険を生じさせる活動」と定義され、そのような活動の経営者は、当該活動が適法なものであったとしても、それにより生じた損害の賠償責任をない。

よって十分に図られているのではないかとの意見や、 は科学技術及び自然による危険の防止と損害の賠償に関する一 ての態度を留保している。 たとして態度が留保されていることをふまえ、この点につ ことを紹介する。そして、サルゴ報告においても意見がわかれ ○○三年七月三○日の法律六九九号をはじめとする特殊制度に ープの内部でも議論があったこと、 あると指摘する。また、その導入の可否についてはカタラグル 経営者、あるいは、原子炉経営者の客観的責任と同種のもので 入によって危険を伴う活動が国外に転出してしまうのではない 本報告書は、このような制度は、 付保可能性がないのではないかといった懸念が表明された 危険な活動の被害者の保護 航空経営者やロープウェ 制度の導 1

## 同志社法学 六二卷二号 二三〇 (四八六)

### (2) 他人の所為による責任

本報告書は、他人の所為による責任に関して、未成年の子の本報告書は、他人の所為による責任(responsabilité du fait d'un état de dépendance économique)に関する問題を取り上げて état de dépendance économique)に関する問題を取り上げて 経済的相互依存関係による責任に関して、未成年の子の本報告書は、他人の所為による責任に関して、未成年の子の

### (i) 未成年の子の所為による親の責任(®)

> 二項)。 二項)。 とを、親の責任の前提とすることを提案している(一三五五条を直接的に生じさせた子について責任発生事由の証明があるこ

本報告書は、サルゴ報告が、判例準則を見直すべき理由とし 本報告書は、サルゴ報告が、判例準則を見直すべき理由とし 本報告書は、サルゴ報告が、判例準則を見直すべき理由とし 本報告書は、サルゴ報告が、判例準則を見直すべき理由とし を指摘し、同様の理由から、カタラ準備草案に賛成している。 とを指摘し、同様の理由から、カタラ準備草案に賛成している。 とを指摘し、同様の理由から、カタラ準備草案に賛成している。 とを指摘し、同居要件を削除していること(一三五六条)について、同居要件を削除していること(一三五六条)につい でも、同居要件を削除していること(一三五六条)について、同居要件を削除している。 とを指摘し、同居要件を削除している。

ートを要求するようにする。 なる因果関係ある所為に基づかせる判例を見直し、フォ提言16 未成年の子の所為による親の責任を、当該子の単

の要求を削除して、親権の行使のみに結びつける。**提言17** 未成年の子の所為による親の責任について、同居

られると明言するに至った。 ば、それがフォーティフでなくとも、

タラ準備草案は、

以上のような判例の立場を見直し、

損害

主張する損害が未成年の子の所為によって直接的に生じていれさえすれば親の責任は推定されるとし、さらには、被害者の

親の客観的責任が認め得

### ii 被用者の所為による使用者の責任(8)

(responsabilité substituée)」だと考えて、被用者がその任務の限

わち、本報告書によれば―― の準則を維持するべきか否かについて検討を加えている。すな別準則を維持するべきか否かについて検討を加えている。する判用者の責任の要件を確認したうえで、被用者の責任に関する判本報告書は、被用者の所為による使用者の責任に関して、使

(a) 民法典一三八四条五項の規定する使用者の責任の要件(a) 民法典一三八四条五項の規定する使用者の責任の要件について、判例は、「使用者は、被用者が、である。関連性の要件について、判例は、「使用者は、被用者が、である。関連性の要件について、判例は、「使用者は、被用者が、としている。

て、判例準則を明文化している (一三五九条二項)。 かかわる職務の外で行動した場合には、責任を負わない」とし が開者が生じさせた損害について責任を負う」との原則を定め 被用者が生じさせた損害について責任を負う」との原則を定め 被用者が生じさせた損害について責任を負う」との原則を定め 被用者が生じさせた損害について責任を負う」との原則を定め を対して、判例準則を明文化している (一三五九条二項)。

(一三五九-一条)。

れてきた。しかしながら、判例は、使用者の責任を「代位責任場合には、使用者は被用者に対して求償することができるとさ対しても責任を追及することができ、使用者が損害を賠償しただと考えられていたため、被害者は使用者に対しても被用者にし (b) 使用者の責任は、従来、被害者のための担保(garantie)

元老院調査報告書五五八号(二〇〇八-二〇〇九)の概要

り、 の枠内で行動した場合は、被害者が使用者からもその保険者か 限内の目的のために、使用者の命令に背くことなく、 まい不当だというものである。カタラ準備草案は、同様の理 被害者の被用者に対する責任訴権も認められないとしている。 界を超えた場合にしか、使用者の被用者に対する求償訴権<sup>(g)</sup> らも損害の賠償を得られなかったことを証明したのでない限 から、「被用者は、意図的なフォートを犯しておらず、 あるにもかかわらず、被害者が損害賠償を得られなくなってし 用者が倒産してしまったような場合には、 に対しては批判がある。その主たる理由は、 このように被用者の責任を限定的にしか認めない判例の立場 被害者から個人的責任を追及されない」と規定している 被用者にフォートが 判例によれば、 その権 由

によれば、被用者が使用者からは責任を追及されないような場によれば、被用者の保証人になるような事態を招くものであり、被用者が使用者の保証人になるような事態を招くものであり、よれば、被用者の労働債務の不完全履行(mauvaise exécution)によって生じた損害について、重大なフォートがある場合にしによって生じた損害について、重大なフォートがある場合にしによって生じた損害について、重大なフォートがある場合にしによって生じた損害について、重大なフォートがある場合にした。 それば、被用者が使用者の保証人になるような事態を招くものであり、 をは被害者保護に資するようにみえるけれども、同条によれば 条は被害者保護に資するようにみえるけれども、同条によれば 条は被害者保護に資するようにみえるけれども、同条によれば 条は被害者保護に資するようにみえるけれども、同条によれば

が生じる。したがって、カタラ準備草案には賛成できない。合でも、被害者からは責任を追及され得ることとなり、不整合

法務官的準則(règle prétorienne)を維持する。 定の刑事上の罪を犯した場合にのみ認められるとする 程言18 被用者の民事責任は、同人が職務を濫用し又は一

経済的相互依存関係による責任

には、企業グループのイメージを強調することが多いけれどズ契約の場合に、企業が消費者に対して申込みや広告をする際かという問題を提起する。具体的には親子会社やフランチャイ者の所為を理由として、責任を負わされるのはどのような場合本報告書は、ある者が、その者と経済的相互依存関係にある

場に反対の立場を表明している。

破産手続き以外では、破毀院が近時、親会社の子会社への介入格の偽装性(fictivité)について厳格な解釈をしていること、破毀院は、その要件である資産(patrimoine)の混同や、法人法典L.六二一-二条のほかに明文の規定は存在せず、しかも、本報告書は、まず、現行法下では、破産手続きに関する商事

ないとしたことを指摘する。会社に関与し出資したというだけではその責任を認めるに足りについてフォートによる責任を認め得るとしても、親会社が子

経済的相互依存関係にある者の責任について規定していることが、フォートによらない他人の所為による責任の一環として、よる責任を認めるべきだと主張していること、カタラ準備草案よる責任を認めるべきだと主張していること、カタラ準備草案

(一三六○条)を指摘している。

ら、これに反対していることをふまえ、カタラ準備草案の立ループ内の各法人の自律を無視するものであるといった理由か適用分野が不明確であり企業の国外転出の危険があることやグめることに対しては反対意見が多かったこと、サルゴ報告も、めることに対しては反対意見が多かったこと、サルゴ報告も、めることに対している主任を認めることに対していることをある。

トによらない責任の存在を確立することはしない。 提言19 経済的相互依存関係という事由に基づくフォー

とを理由に、その責任が否定されることがあるという問題だとも、後日の紛争においては、各企業が法的には別人格であるこ

#### ■ 民事責任の効果

任の効果を改革するべきかという問題について検討を加えてい本報告書は、民事責任の要件に関する提言に続いて、民事責

より修正することの当否、懲罰的損害賠償の導入の当否、及び、の当否、契約及び不法行為の各分野において損害賠償を合意に害者に損害を軽減し又はその増悪を回避する債務を認めること害者に損害を軽減し又はその増悪を回避する債務を認めること当性については疑問も呈されているとしたうえで、重要と思わでは全体として整合的な解決がなされているけれども、その妥では全体として整合的な解決がなされているけれども、その妥

本報告書は、

民事責任の効果について、

今日のフランス法

1 損害を軽減し又はその増悪を回避すべき債務(\*4)

損害額の算定と損害賠償の支払い(liquidation)をめぐる問題

指摘している。

範囲でその導入を認めるべきかについて論じている。避すべき債務を導入することが適切であるとしたうえで、どの本報告書は、フランスでも損害を軽減し又は損害の憎悪を回

フランスでは、現在、被害者が損害を軽減し又は損害の

増悪を回避すべき一般的債務は認められておらった。 (conséquence dommageable) について賠償義務を負う」、「被 (conséquence dommageable) について賠償義務を負う」、「被 おない」と判示して、被害者の損害軽減債務を明確に否定して で。)

(害軽減債務を認める余地を残さなかったことに対しては、公本報告書は、まず、破毀院が右のように判示して、例外的に

元老院調査報告書五五八号(二〇〇八-二〇〇九)の概要

なくとも契約の分野では、同様の債務が認められていることも(PECL)やUNIDROIT国際商事原則においても、少うとの主張である。また、イギリスやアメリカ、ケベックではあるいは、責任にかかる費用が減少することは一般的利益に適あるいは、責任にかかる費用が減少することは一般的利益に適適する。具体的には、損害軽減債務は、とりわけ契約の分野に平や社会的利益といった観点から批判がなされていることを指

そして、カタラ準備草案が、「被害者が、確実、合理的かつ そして、カタラ準備草案が、「被害者が、確実、合理的かつ をして、カタラ準備草案が、「被害者が、確実、合理的かつ をして、カタラ準備草案が、「被害者が、確実、合理的かつ に受けられているとし、このような に受けられているとし、このような に受けられているとし、このような に受けられているという。

は異なり、損害の評価は行為時ではなく判決時を基準としてなて望ましいとしている。また、フランス法では、コモンローとおいても、社会全体の賠償費用の抑制(encadrement)にとっば欠けているモラルが向上するであろうし、不法行為の分野においてしばし切であるとし、その導入によって、契約の分野においてしばし切であるとし、その導入によって、契約の分野においてしばし切であるとし、損害軽減債務をフランス法に導入することは適

講じるべき債務として現れることになるという。いとし、これにより、同債務は、損害が増悪しないよう手段をされるが、そのことは損害軽減債務の利点を減じるものではな

ていることについては、文言が不精確であり、解釈の相違を招、、治療上の危険性を伴う処置の場合に損害軽減債務を排除し物的又は精神的損害の賠償に関しては、同債務を認めても差し物的又は精神的損害の賠償に関しては、同債務を認めても差しず別として、被害者が治療(とりわけ精神科における治療)を
が、治療上の危険性を伴う処置の場合に損害軽減債務をあらゆるで、治療上の危険性を伴う処置の場合に損害を認めても差しが、治療上の危険性を伴う処置の場合に損害軽減債務をあらゆるで、治療上の危険性を伴う処置の場合に損害軽減債務をあらゆるで、治療上の危険性を伴う処置の場合に損害軽減債務をあらゆるで、治療上の危険性を伴う処置の場合に損害軽減債務をあらゆるで、治療上の危険性を伴う処置の場合に損害を招いることについては、文言が不精確であり、解釈の相違を招いる。

そして、医療処置の可能性によって損害が減額されることをくとして、これを批判している。

認めると、被害者に医療処置を受ける債務を課すこととなる

本報告書は、以上のような理由から、身体的損害については、(二項)との整合性に欠けるのではないかという。(二項)との整合性に欠けるのではないかという。焼上の必要がない限り侵害され得ないとし(一項)、治療上のが、そうなると、民法典一六-三条が、人の身体の完全性は医

(3) なお、本報告書は、損害軽減債務の導入が適切であると損害軽減債務を適用するべきではないと主張している。 スチース・サイド・レート

ないことを付言している。しても、それが被害者に不利益をもたらすものであってはなら

び能力に応じて具体的に決定されるべきだとし、さらに、被害は当該事案における状況や、被害者の個性(personnalité)及また、損害軽減債務は手段債務でなければならず、その内容・・・・・・・・・・・

の証明責任は加害者に課せられるべきだともいう。者が損害を減少させるに必要な注意を尽くしていなかったこと

**提言20** 非身体的損害の被害者の個性を斟酌して、具体的に評かなく、状況及び被害者の個性を斟酌して、具体的に評価される。

損害賠償の合意による修正

2

部若しくは一部の不履行又は履行遅滞による損害賠償についいる。 は、当事者が、債務者による全になるのであるのに対し、後者は、当事者が、債務者による全につの形態があり得ることを指摘する。前者は賠償額を減少さには異なること、また、その中には、賠償限定条項(clause 上は異なること、また、その中には、賠償限定条項(clause 本報告書は、まず、損害賠償の合意による修正が責任の修正本報告書は、まず、損害賠償の合意による修正が責任の修正

て、予め定額の評価をしておくものである。

確化することが望ましいかについて論じている。備草案について検討を加えたうえで、現行制度をどのように明そのうえで、本報告書は、現行法の状況を確認し、カタラ準

すなわち――本報告書によれば、フランスでは、現在、損害賠償の合い。本報告書によれば、フランスでは、現在、損害賠償の合い。

契約責任の分野では、賠償限定条項は原則として有効であるとされてきた。もっとも、一九九六年のChronopost判決が、とされてきた。もっとも、一九九六年のChronopost判決が、とされてきた。もっとも、一九九六年のChronopost判決が、とされてきた。もっとも、一九九六年のChronopost判決が、とされてきた。もっとも、一九九六年のChronopost判決が、とされてきた。もっとも、一九九六年のChronopost判決が、とされてきた。もっとも、一九九六年のChronopost判決が、とされてきた。もっとも、一九九六年のChronopost判決が、とされてきた。もっとも、一九九六年のChronopost判決が、とされてきた。もっとも、一九九六年のChronopost判決が、とされてきた。もっとも、一九九六年のChronopost判決が、とされているが重視に関するときに、当該条項は書かれていないものとみなされることについては、異論がない。

ォートによる責任に関する賠償限定条項の効力は否定されてい以上に対して、不法行為責任の分野では、判例によって、フ増額することができる(一一五二条二項、一一三一条)。過大又は過小である場合には、裁判官は、これを減額し、又はまた、違約条項も原則として有効であるが、それが明らかに

に関しては、有効だとされている。 (&!) のが、フォートが推定される場合やフォートによらない責任

定することはできないとする(一三八二-一条)。もっとも、(一三八二条)、身体的損害の賠償について賠償を排斥し又は限なされていることを指摘したうえで、カタラ準備草案が判例による解決の一部の明文化を提案していることを紹介している。よる解決の一部の明文化を提案していることを紹介している。よる解決の一部の明文化を提案していることを紹介している。よる解決の一部の学説から、これを明確化するべきだとの主張がついて、一部の学説から、これを明確化するべきだとの主張がついて、一部の学説から、これを明確化するべきだとの主張がついて、一部の学説から、また、原見を指している。

ートによって生じた損害について、賠償を排斥し又は限定するい(同条二項)、さらに、③不法行為の分野においては、フォ生じた損害について、賠償を排斥し又は限定することはできな実の一明確に規定された対価なくして一非事業者又は消費者にてじた損害について、賠償を排斥し又は限定することはできない(一三八二-二条一項)、また、②事業者は、現フォートによって、あるいは本質的債務への違反によって一相フォートによって生じた損害について、賠償を排斥し又は限定するとはできない。

三八三条)。 条項については裁判官による改訂(révision)を認めている(一条項については裁判官による改訂(révision)を認めている(一条、一二三二条及び一二三三条を削除しつつ、明らかに過剰な ことはできない(一三八二-四条)という例外が存在する。ま

た、違約条項に関しては、現民法典一二二六条ないし一二三〇

元老院調査報告書五五八号(二〇〇八-二〇〇九)の概要

行法を修正するものであるとしつつ、その余の提案は た、違約条項に関する現民法典の規定の一部を削除した点で現 いて損害賠償の合意による修正を原則として有効だとし、 カタラ準備草案について、不法行為の分野にお

ま

Chronopost判決の厳格な立場を含む現行法上の解決を踏襲す

るものだと評している。

(3)

効性に関する準則を明確化することには賛成している。

は賛成意見が多いことをふまえ、損害賠償を修正する条項の有

本報告書は、判例による解決を明文化することについて

項が禁止されるべきこと、加害者が重大な又は詐害的なフォー そして、まず、身体的損害の賠償についてはあらゆる修正条

ち、フォートが推定される場合やフォートによらない責任に関 判例によって要求されている要件に従うべきである、 り、同条項は原則として有効とされるべきであるとする。但し、 営利社団設立のための組合契約によって結合されることなく共 してのみ認められるべきだとしている。 通の活動に従事する者相互間の関係を規律するのに有用であ めることは、例えば近隣間の契約外の関係や、営利社団又は非 トを犯した場合にはこれを無効とするべきことを主張する。 次いで、不法行為責任の分野でも賠償限定条項の有効性を認

提 言 21

賠償に関する条項に適用される準則を明確化

うな債務の不履行についてあらゆる現実的なサンクションを妨

項が本質的債務に関するものであるかどうかではなく、

そのよ

さらに、契約の本質的債務に関する条項については、

べきだとしている。 回復させるべきであり、裁判官に当該条項の改訂権限を認める 書かれなかったものとみなすというのではなく、契約の均衡を いう。また、そのような条項に対するサンクションは、これを 実際には賠償そのものを否定するような条項がこれにあたると る。例えば、賠償額をあまりに低額なものとすることによって げるような効果を有するものかどうかが問題だと主張してい

費法典中に規定されるべきだという。 このような場合には、現実の明確に規定された対価が存在しな に不均衡がある場合には特別の取扱いがなされるべきだとし、 い限り、賠償限定条項の有効性を認めるべきではないことが消 もっとも、事業者・消費者間の附合契約のように、 当事者間

なお、違約条項については、現行法を維持するべきだとする。

を原則として有効としつつ、それら条項が契約の要素た を予定する。 フォートによらない不法行為責任の分野でそれら条項 る債務の履行を見直すものであるときは、司法上の改訂

#### 3 懲罰的損害賠償の導入(窓)

じている。形で懲罰的損害賠償を導入することが適切であるかについて論形で懲罰的損害賠償を導入することが適切であるかについて論を丁寧に描写したうえで、各界の反応等を紹介し、どのような

懲罰的賠償の導入の当否に関して、

問題の所在

#### (1) 問題の所在

報告書が具体例として挙げるのは、次の三つの場面である。す 報告書が具体例として挙げるのは、次の三つの場面である。す され、損害賠償が被害者にとって損にも得にもなってはならな したうえで、営利的なフォートがある場合には、以上のような したうえで、営利的なフォートがある場合には、以上のような したうえで、営利的なフォートがある場合には、以上のような したうえで、営利的なフォートがある場合には、以上のような したうえで、営利的なフォートがある場合には、以上のような したうえで、営利的なフォートがある場合には、以上のような したうえで、営利的なフォートがある場合には、以上のような したうえで、営利的なフォートがある場合には、以上のような したうえで、営利的なフォートがある場合には、以上の場合には というな

つ、販売部数を伸ばして利益を得ることを躊躇しないものが存人物の私生活に関する事柄を報じて、当該人物に損害を与えつ意図的に過剰なあるいは誤った紹介方法で、メディア受けするされた場合である。マスコミの中には、読者の気をひくような、ぎーは、主にマスコミによって、肖像や名誉への権利が侵害

力に応じた逸失利益の賠償しか認められないため、侵害者に大合、権利者が被った損害を単に填補するだけでは、権利者の能産能力を超えるような大規模な生産をなし得る。このような場権を侵害することによって、侵害者は、被害者たる権利者の生

きな利益が残ってしまうこととなる。

合がある。例えば、携帯電話会社が少額の水増し請求をした場めの賠償を認めただけではこれを埋め合わせられないような場違反が集積して当該企業に利益を生じさせているが、填補のた中には、一定の企業による一つ一つは些細な契約上の債務への第三は、競争法や消費法の分野でみられるものである。その

影響していると考えられることを指摘したうえで、知的所有権損害については、フォートの重大さが賠償額の評価にあたって(ii)続いて、本報告書は、現行法下でも、算定困難な一定の

合や、企業間協定があった場合がこれにあたる。

ようになったことを紹介している。 ・慰謝料のほかに、侵害者が得た利益を考慮することができる ・慰謝料のほかに、侵害者が得た利益を考慮することができる ・慰謝料のほかに、侵害者が得た利益を考慮することができる ・慰謝料のほかに、知的所有権が侵害された場合の損 の分野において、知的所有権の尊重に関する二〇〇四年二月二

ある他の場面にも拡大するべきだろうかという問題を提起して度を一般化するか、あるいは、少なくとも営利的なフォートがそして、民事責任法の改正にあたって、知的所有権法上の制

知的所有権が侵害された場合である。

商標権や特許

在する。

いる。

#### (2) 各界の反応等

認めずに精神的損害について賠償額を増額することで対処して紹介し、これに対して、他の大陸法諸国では懲罰的損害賠償をを認めているイギリス法、アメリカ法及びケベック法の状況を以上のような問題提起に続き、本報告書は、懲罰的損害賠償

peines)の要請に違反する可能性があること、しかしながら多的にも、懲罰的損害賠償は憲法上の罪刑法定主義(légalité desいは、他により効果的な方策があると主張していること、理論所大きく分かれていること、これに反対する見解は、フォー解が大きく分かれていること、これに反対する見解は、フォーまた、懲罰的損害賠償を導入するべきかどうかについては見また、懲罰的損害賠償を導入するべきかどうかについては見

くの学者は懲罰的損害賠償の導入に好意的であることを指摘し

みられないことを指摘する。

いること、この点に関してヨーロッパレベルでの調和の動きは

> V う。 8。

対象が広すぎるのではないかとの懸念が示されていると

ために重要な改革であるものの、その導入は限定的にのみ認め本報告書は、懲罰的損害賠償は現行法下での問題を改善する(3) 懲罰的賠償をどのような形で導入するべきか

るべきだと結論づけている。

(i) 本報告書は、まず、懲罰的損害賠償は一般的に適用された場合に、刑事裁判所がより積極的に損害賠償を認めることにつながり、私的制裁を復活させることになってしまうという点にある。また、実務では、刑事裁判官は民事裁判官に比しっ点にある。また、実務では、刑事裁判官は民事裁判官に比しつはないかとも述べている。私訴権(action civile)が行使された場合に、刑事裁判所がより積極的に損害賠償を一れた場合に、刑事裁判所がより積極的に損害賠償と一般的に適用された場合に、刑事裁判所がより積極的に損害賠償は一般的に適用された場合に、刑事裁判所がより積極的に損害賠償は一般的に適用され、まずは重要だというのである。

の損害しか生じていないような場合には、懲罰的損害賠償の抑止に資すると考えられがちであるが、それは誤りであり、少額た行動の性質如何にかかわらず、あらゆる営利的フォートの抑

(ii)

次に、本報告書は、懲罰的損害賠償は、

損害を生じさせ

すなわち、それぞれは極めて少額の損害しか生じさせないよ止機能は期待できないとする。

に要する費用が損害賠償額を上回るため、個々の被害者が損害トがないことが原因だという。このような場合には、損害賠償を請求をすることに経済的メリッに、加害者がサンクションを受けないのは、被害者が個人的にうなフォートによって多くの被害者が損害を被っている場合

ことだと主張する。
た少額の損害の賠償について集団的に提訴する可能性を認めるトを抑止するための唯一の手段は、多数の被害者が個別に被った損害を賠償しつつ刑罰以外の方法によって営利的フォーーをして、そうであるとすれば、このような場合に、被害者がだというのである。

アクセスすることについての経済的メリットのなさこそが問題賠償請求を断念してしまうこと、換言すれば、被害者が司法に

(action en\_représentation conjointe)がある(同法典L.四二語権所権(消費法典L.四二一一条一項)と、消費者の傷団的利益(intérêt collectif)のために認められる私害賠償請求訴訟の形で事後的な被害回復を図る制度としては、害賠償請求訴訟の形で事後的な被害回復を図る制度としては、害賠償請求訴訟制度が設けられており、消費法の分野では、損めの団体訴訟制度が設けられており、消費法の分野では、損めの団体訴訟制度が設けられており、消費法の分野では、損めの団体訴訟制度が表している。

は不十分なものにとどまっているとして、集団的訴権の導入が「本報告書は、以上のような制度を紹介したうえで、現行制度

元老院調査報告書五五八号 (二〇〇八-二〇〇九)

の概要

|-| 条| 項)。

ク・アタリ(Jaques ATTALI)を長とする「「フランス発展の自由化(la libération de la croissance française)」に関する委自由化(la libération de la croissance française)」に関する委自会による報告書(いわゆる「フランスを変えるための三〇〇の提言(300 décisions pour changer la France)」)や、ジャン=マリー・クーロン(Jean-Marie COULON、パリ控訴院名誉院長)を長とする「経済活動の非刑罰化(dépénalisation de la vie des affaires)」に関する委員会による報告書の提案と軌を一にするものである。

目指されるべきだと主張している。このような主張は、

ジャッ

ている。
ている。
なお、本報告書は、集団的訴権の手続きの仕組みや適用範囲なお、本報告書は、集団的訴権の手続きの仕組みや適用範囲

損害賠償が認められるべきだとしている。 活が侵害された場合や競争法の分野)においては、法の欠陥が活が侵害された場合や競争法の分野)においては、法の欠陥が活が侵害された場合や競争法の分野)においては、法の欠陥が通い。本報告書は、最後に、以上のような改革を行ったとして

による利益は賠償額の算定にあたって考慮されていないことが高いと判断して加害行為に及ぶ場合が多いこと、実際、出版りも、私生活を侵害するような記事を出版した場合の利益の方のも、後日損害賠償を請求された場合に賠償するべき金額よまず、マスコミによって私生活が侵害された場合には、マスまず、マスコミによって私生活が侵害された場合には、マス

また、競争法の分野についても、競争当局(autorité de等に鑑みれば、懲罰的損害賠償の導入は有用であるとする。

えられると付言している。 も、両制度の機能は異なるため、二重処罰には当たらないと考も、両制度の機能は異なるため、二重処罰には当たらないとして損害賠償が導入されるべきだとする。そして、そうしたとして制度は十分な有効性を有していないから、これに加えて懲罰的にないないでは、これに加えて懲罰的にないでは、これに加えている。

て、環境損害の防止と回復に関する特殊制度が創設されたこと能し得るとしつつ、二〇〇八年八月一日の法律七五七号によっなお、環境法の分野に関しては、懲罰的損害賠償が有効に機

っ、然門の員写音賞は目肋りに言っていれるできないといい。もっとも、本報告書は、以上のような紛争類型において的損害賠償の導入が検討されるべきだという。 のがあり、同制度がうまく機能するか否かを見極めたうえで、懲罰

上限が定められるべきだとする。そして、その上限は填補のたし、裁判官に評価権限が与えられ、賠償額について理由が付さし、裁判官に評価権限が与えられ、賠償額について理由が付さし、裁判官の自由裁量権を認めることによる危険が多く指また、裁判官の自由裁量権を認めることによる危険が多く指また、裁判官の自由裁量権を認めることによる危険が多く指す、懲罰的損害賠償は自動的に言い渡されるべきではないとも、懲罰的損害賠償は自動的に言い渡されるべきではないとも、懲罰的損害賠償は自動的に言い渡されるべきではないとも、懲罰的損害賠償は自動的に言い渡されるべきではないとも、懲罰的損害賠償は自動的に言い渡されるべきではないとも、懲罰的損害賠償は自動的に言い渡されるべきではないと

っても構わないというのである。 強化するべきだと考えるならば、前者が後者を超えることになならば、懲罰的損害賠償の額は填補のための損害賠償の額を超ならば、懲罰的損害賠償の額は填補のための損害賠償の額を超分野において、懲罰的機能は付随的なものでしかないと考えるかによって大きく異なり得るという。すなわち、民事責任の割合をどのように考え

ればならない……」と規定している(一三七一条)。与えられる他の損害賠償とは区別してその金額が定められなけ判官の決定には、特に理由が付されなければならず、被害者になお、カタラ準備草案は、「……懲罰的損害賠償を与える裁

となり得るとして、付保可能性は否定されるべきではないとすきなり得るとして、付保可能性を語列的フォートを抑止する手段の、付保可能性を認めなければ、企業に過大な経済的負担を負つ、付保可能性を認めなければ、企業に過大な経済的負担を負わせることで経済活動が停滞し、圏外に転出してしまう危険がわせることで経済活動が停滞し、懲罰的損害賠償については、加性にも言及している。そして、懲罰的損害賠償に保険を付することの可能となり得るとして、付保可能性を否定する見解もあるとしつ、付保可能性を表するべきではないとすとなり得るという。

なお、カタラ準備草案は、付保可能性を認めていない(一三

ではないことも指摘している。

的損害賠償を対象とするような商品を提案するかどうかは定か

る。もっとも、保険会社からの聴取結果から、

保険会社が懲罰

めの損害賠償に対する割合で定められるべきであり、

具体的な

場合、どの基金に支払うべきかという問題があることを指摘し れた賠償基金に資金を与えるという利点を有するが、そうした 害賠償を私的制裁としないものであり、立法者によって創設さ れている。そして、本報告書は、後者のアプローチは懲罰的損 支払われるべきだといった様々な見解が出されたことが紹介さ にあたるから被害者には支払われるべきではない、賠償基金に 害者に支払われるべきだ、被害者に支払うことは原因なき利得 (vi) 懲罰的損害賠償の支払先については、調査の過程で、被

を国庫に帰属させ得るとしていることを紹介している。 問題も存在するとし、カタラ準備草案が懲罰的損害賠償の一部 支払うべき金額の一部は裁判官が定める賠償基金に、それが存 しても、その余の部分を基金や国庫に支払うことが可能かとの 一部は被害者に支払われるべき性質のものであるが、 そのうえで、本報告書は、懲罰的損害賠償は少なくともその また、懲罰的損害賠償の一部が被害者に支払われるべきだと 加害者が

ている。

提言 22 私訴権を提起された刑事裁判官によってよりよ

い損害賠償がなされるようにする。

提言 23 集団的訴権の導入を検討する。 させる営利的フォートが犯された場合に、責任に関する 多数の被害者に対して少額の個別的損害を生じ

提 言 24 償金額に応じて定められるものとする。 には国庫に支払われるものとし、その賠償金額は填補 的に被害者に支払われるが、裁判官によって定められる 一部については賠償基金またはそれが存在しない場合 った場合に、懲罰的損害賠償を認め、その賠償金は優先 一定の特殊な紛争において営利的フォートが

損害の評価における不公平の是正

4

的評価の是非、身体的損害の被害者間の不公平の是正、及び、 賠償金の支払方法をめぐる問題を取り上げている。 本報告書は、損害の評価にかかわる問題として、損害の包括

している。

在しない場合には国庫に支払われ得るとすることが望ましいと

#### 損害の包括的評価の是非

本報告書は、まず、全額賠償原則は損害の評価に関する裁判

張された損害項目について個々に評価し、また、請求を棄却すことを定めるものがあることをふまえ、裁判官に対して、主制度の中には責任主体の保険者に対して損害ごとに評価すべきそして、右のような実務に対しては批判が多いことや、特殊

る場合には判断に理由を付すべき義務を課すべきだと主張して

(2)

身体的損害の被害者間の不公平の是正領

三七四条)と規定するカタラ準備草案の提案と同旨のものであ場合には、特に、その判決に理由を付さなければならない」(一に評価をしなければならず、ある項目について請求を棄却するは、「裁判官は、主張された損害項目のそれぞれについて別個の透明性を担保すべきことが挙げられている。このような主張いる。その理由としては、被害者によりよい保護を与え、判決

決に対して異議を申し立てるためにも、判決には十分な理由付ように応答したのかを理解する必要があり、満足のいかない判

の主張した苦痛(souffrance)の各々について、

裁判所がどの

本報告書は、重大な損害については、被害者はそ

損害について、包括的に評価することも許されるとしている。要性は少ないとして、後者の場合には、裁判官が、主張されたについては、司法の効率化の要請を勘案すれば、そのような必けがなされていなければならないけれども、極めて少額の損害

にはその判断に理由を付する義務を課す。 損害項目ごとに別々に評価を行い、請求を棄却する場合提言25 極めて少額の損害を除き、裁判官に、主張された

ては批判されなければならないとし、これを是正するために被害者間に不公平が生じることは、とりわけ身体的損害についの取扱いの相違を生んでいる一方で、時として、訴訟当事者ごとすることを可能としている一方で、時として、訴訟当事者ごとない。というに、裁判官が事案に適した賠償額や賠償方法を決定では批判されなければならないとし、これを是正するために本書していることは、裁判官が損害の評価について専権を有し

を作るという方策が考えられるとする。いう方策と、②傷病について全国レベルの計算表(barème)的には、①身体的損害のカタログ(nomenclature)を作るといて判断するための道具を提供することが必要だという。具体

は、裁判官の専権に配慮しつつ、裁判官に客観的データに基づ

的に改訂が行われるべきだと付言している。

る。

が試みているほか、カタラ準備草案も、身体的損害の主要な類及び身体的損害のカタログを作るための委員会による報告書及び身体的損害のカタログを作るための委員会による報告書®のでいる。 (Strain Amana Ama

して、身体的損害について、あらゆる事故に適用され得る全国いるのが現状であり、前記CNAVによる報告書はこれを批判参照しているために類似の損害について異なる評価がなされてまた、後者に関しては、裁判官が様々な計算表をそれぞれに

計的·発展的指標(référentiel indicatif national,

型を例示列挙している(一三七九条)。

本報告書は、前者に関しては、既に存在するカタログで十分算表を作ることを提案している(一三七九-一条)。のの、その提案は未だ具体化していない。これに対して、カタのの、その提案は未だ具体化していない。これに対して、カタのの、その提案は未だ具体化していない。これに対して、カタのの、をの提案はまだ具体化しているものので、

る。ただ、計算表に今日性がなければ意味がないとして、定期も正当化されるとして、カタラ準備草案の提案に賛成してい難であるから、その対象を身体的機能に関する損害に限ることるし、身体的機能に関する損害以外の損害については比較が困だとしつつ、後者については、計算表を作ることは有意義であっただ。

官が損害を評価するにあたり参照し得るようにする。表を定めることを予定し、それを定期的に改訂し、裁判言26 デクレによって、傷病に関する全国レベルの計算

### ③ 賠償金の支払い方法をめぐる問題

害者の一定の種類の損害を賠償するのに適合的だというのであれ、装事者の請求にかかわらず、一時金払いを命じるかを決する専権を有するとされていることをふまえ、裁判官にそのような権限を認めることの当否、及び、定期え、裁判官にそのような権限を認めることの当否、及び、定期え、裁判官にそのような権限を認めることの当否、及び、定期え、裁判官にそのような権限を認めることの当否、及び、定期え、裁判官にそのような権限を認めることの当否、及び、定期れ、長一短があるという。すなわち、前者には、紛争の終局的れ一長一短があるという。すなわち、前者には、紛争の終局的れ一長一短があるという。すなわち、前者には、紛争の終局的れ一長一短があるという。すなわち、前者には、紛争の終討を加えて生活の枠組みを変更することを可能とする場合、紛争の終局的である。これに対し、後者は、継続的損害が生じた場合や労働能力の喪失がある場合、第三者による介護を必要とする場合、あるの喪失がある場合、第三者による介護を必要とする場合、規管による介護を必要となる場合、対策を対して、裁判官を指して、裁判官というのである。これに対して、裁判官というのである。これに対して、裁判官というのである。

、あるいは一定の損害については定期金払いによるとするこそして、本報告書は、あるいは被害者の請求を尊重すること

同志社法学 六二卷二号 二四三 (四九九)

し、前者については危険が大きいとして否定し、後者についてとで、裁判官の評価権限を制限するべきかという問題を提起

化と迅速化のためには、一時金払いが原則とされるべきではなしも必要ではなく、むしろ少額の損害については、訴訟の単純も当事者の主張が排斥される場合に理由が付されるならば必ず

いかという。

一項)。 
一項)。 
一項)。 
一項)。 
の選択に委ねつつ(一三七六条)、身体の完全性に対を裁判官の選択に委ねつつ(一三七六条)、身体の完全性に対なる侵害の場合には、職業上の逸失利益等一定の損害についてする侵害の場合には、職業上の逸失利益等一定の損害についてするが、カタラ準備草案は、いずれの支払い方法を採用するかなお、カタラ準備草案は、いずれの支払い方法を採用するかなお、カタラ準備草案は、いずれの支払い方法を採用するか

定期金払いによった場合には、損害の減少又は増悪は定期金の損害が減少し又は増悪したとしても問題は生じないけれども、り上げている。一時金払いによった場合には、時の経過によって(⑪) 本報告書は、次に、時の経過による損害評価の問題を取

改訂の問題を生じさせ得るのである。

文化するべきだとする。 本報告書は、スライド式の定期金払いによることは被害者を がしたうえで、以上のような解決は妥当であるから、これを明 がしたうえで、以上のような解決は剝限されていることを命じ、 官は、職権により、スライド式の定期金払いによることを命じ、 官は、職権により、スライド式の定期金払いによることは被害者を 本報告書は、スライド式の定期金払いによることは被害者を

限らず、このような準則を認めてよいとするものである。(同条二項)、本報告書は、身体の完全性に対する侵害の場合に、一定の損害についてスライド式の定期金払する侵害の場合に、一定の損害についてスライド式の定期金払する侵害の場合に、一定の損害についてスライド式の定期金払する侵害の場合に、一定の損害についてスライド式の定期金払する侵害の場合に、一定の損害についてスライド式の定期金払する侵害の場合に、一定の損害についてスライド式の定期金払する場所である。

払いを優先する。 提言27 少額の損害については、一時金の形での賠償の支

山直樹「フランス民法典改正の動向」ジュリー二九四号九二頁ス民法典の二○○年』五一九頁以下(有斐閣、二○○六年)、金(1) 荻村慎一郎「フランス民法典改正年表」北村一郎編『フラン

- ジュリ増刊民法の争点三三頁(二〇〇七年)を参照 (二〇〇五年)、同「民法改正の動向(二)フランス・ケベック」
- これを紹介・翻訳するものとしては、ミシェル・グリマルデ 〔北村一郎訳〕「フランスにおける相続法改革(二〇〇六年六
- 3 て」同号四九頁、平野裕之=片山直也訳「フランス担保法改正 担保以外の主要改正事項」同号三六頁、片山直也「二〇〇六年 号」日仏二五号二一八頁 (二〇〇九年) 等がある。 贈与・遺贈の改正に関する二〇〇六年六月二三日法律第七二八 オルドナンス(担保に関する二〇〇六年三月二三日のオルドナ フランス担保法改正の概要 —— 不動産担保に関する改正につい 「二○○六年フランス担保法改正の概要 ── 改正経緯及び不動産 年フランス担保法改正の概要――企画の趣旨の説明及び今般改正 野弘樹「相続及び贈与・遺贈法改正、パクスの改正 ―― 相続及び 月二三日の法律)」ジュリー三五八号六八頁(二〇〇八年)、幡 ンス二〇〇六-三四六号による民法典等の改正及びその報告書) ] の評価」ジュリー三三五号三二頁(二〇〇七年)、平野裕之 これを紹介・翻訳するものとしては、山野目章夫「二〇〇六
- 4 慶應法学八号一六三頁(二〇〇七年)等がある これを紹介・翻訳するものとしては、 金山直樹=香川崇 フフ
- 等がある。 号『消滅時効法の現状と改正の提言』一六五頁(二〇〇八年) ランスの新時効法――混沌からの脱却の試み」別冊NBL一二二
- (5) これを紹介・翻訳するものとしては、金子敬明「フランス信

元老院調査報告書五五八号(二〇〇八-二〇〇九)の概要

ラルメ〔野澤正充訳〕「信託に関する二〇〇七年二月一九日の法 導入」法研八一巻九号九三頁(二〇〇八年)、クリスティアン・ ピエール・クロック〔平野裕之訳〕「フランス民法典への信託の 第二一一号」日仏二五号二二三頁(二〇〇九年)等がある。 澤治奈「信託――信託を制度化する二〇〇七年二月一九日の法律 律(フランス)」立教法務研究第二号六三頁(二〇〇九年)、藤

託法の制定について」千葉二二巻一号一七四頁(二〇〇七年)、

巻一号一三四頁 (二〇〇九年) を参照。 フランス物権法研究会「フランス物権法改正の動向」民商一四 このほか、物権法の分野でも改正の動きがある。詳しくは

6

- $\widehat{7}$ à 1386 du Code civil) et du droit de la prescription (Articles 2234 à 2281 du Code civil), Rapport à Monsieur Pascal Clément Garde des Sceaux, 22 septembre 2005 Avant-projet de réforme du droit des obligations (Articles 1101
- をはじめとする民事責任の変容と発展について」法科三九号 ランス債務法改正草案に関する覚書 ――懲罰的損害賠償制度導入 責任に関する部分を紹介・検討するものとして、廣峰正子「フ 正充訳]「フランス――民法典から債務法改正草案へ」ジュリ 一三五七号一三六頁(二〇〇八年)を参照。同準備草案の民事 カタラ準備草案の概要については、ピエール・カタラ〔野澤
- 8 conforme aux besoins de la vie des affaires. Réaction de la CCIP à Pour une réforme du droit des contras et de la prescription

六九頁(二〇〇八年)がある。

同志社法学 六二卷二号 二 四 五 (五〇<u>一</u>)

de Monsieur Didier KLING présenté au nom de la Commission du l'Avant-Projet 《CATALA》et propositions d'amendements, Rapport

Droit de l'Entreprise et adopté à l'Assemblée Générale du 19

projet de réforme du droit des obligations et de la prescription, 15 Rapport du groupe de travail de la Cour de cassation sur l'avant-

octobre 2006

- 10 論が展開されている。その例としては、Alain GHOZI et Yves 同草案は公表されていないものの、その存在を前提とした議
- sur le projet de la chancellerie, D. 2008. 2609; Christian LARROUMET, De la cause de l'obligation à l'intérêt du contrat (à LEQUETTE, La réforme du droit des contrats: brèves observations
- 2675; Rémy CABRILLAC, Le projet de réforme du droit des contras du droit des contrats : Haro, en Hérault, sur le projet!, D. 2008 bruxellois aux légumes, D. 2008. 2551; Denis MAZEAUD, Réforme Philippe MALINVAUD, Le « contenu certain » du contrat dans propos du projet de réforme du droit des contrats), D. 2008. 2441; droit des contrat, JCP 2008. 204; Dir. Jacques GHESTIN Réforme du droit des contrats : «Un très bon projet», JCP 2008. I. Premières impressions, JCP 2008. I. 190; Muriel FABRE-MAGNAN l'avant-projet «chancellerie» de code des obligations ou le stoemp 199 ; Philippe MALAURIE, Petite note sur le projet de réforme du

- 同志社法学 六二巻二号 二四六(五〇二)
- 11 2009 n° 31等がある。 Dir. François TERRÉ, Pour une réforme du droit des contrats,

Dalloz, 2009

- 12 もっとも、前者が契約責任法を対象から除外しているのに対 後者は契約責任法を対象から除外していない。
- 13
- universele, du Règlement et d'administration générale par le la commission des lois constitutionnelles, de legislation, du suffrage groupe de travail relative à la responsabilité civile, par MM Alair Rapport d'information n° 558 (Sénat, 2008-2009) fait au nom de
- 14 ANZIANI et Laurent BÉTEILLE 本報告書一七頁以下。
- $(\stackrel{(\Box)}{\boxminus})$  cf. Fabrice LEDUC, Le droit de la responsabilité civile hors le Code civile, LPA 2005 n° 133, p.3
- 17 本報告書二四頁以下。なお、これと同様の方向性は、 カタラ

16

本報告書一九頁以下。

- 準備草案においても示されている。
- 18 本報告書二七頁以下。

本報告書三〇頁以下。

Philippe RÉMY に代表される見解である (Ph.RÉMY, La 本報告書三三頁以下。

20 19

誤った観念の歴史」法論七四巻二=三号二七一頁(二〇〇 civ. 1997. 323、フィリップ・レミィ〔平野裕之訳〕「『契約責任』) « responsabilité contractuelle»: histoire d'un faux concept, RTD

Observations sur le projet de réforme du droit des contrats, LPA

- 年))。
- 教授)である。 ジュヌヴィエーヴ・ヴィネィ(Geneviève VINEY、パリ第一大学ジュヌヴィエーヴ・ヴィネィ(Geneviève VINEY、パリ第一大学のより、カタラ準備草案の民事責任に関する諸規定を起草したのは、
- (24) サルゴ報告においても同様の指摘がなされている (n°64)。
- (25) なお、本報告書は、現在でも、少なくとも、交通事故(一九八五年七月五日の法律)、製造物責任(民法典一三八六-一条以下)、旅客運送(Cass. civ. 1°, 6 oct. 1998, Bull. n° 269; JCP 1999. II. 10186, note Y. AUBRÉE)及び労働災害(Cass. soc., 28 févr. 2006, Bull. n° 87; JCP éd. S., 2006. 1278, comm. P. SARGOS)の四つの分野においては、身体的損害の賠償に関して契約責任と不法行為責任の区別は取り払われていることを指摘している。
- (26) 本報告書三七頁以下。
- (Si) Cass. civ., 11 janv. 1922, DP 1922. 1. 16; S. 1924. 1. 105, note R. DEMOGUE.

- いる。
- (29) 本報告書三九頁以下。
- Bull. n° 9; D. 2006. 2825, note G. VINEY, D. 2007. 1827, obs. L. ROZÈS; D. 2007. 2900, obs. P. JOURDAIN; D. 2007. 2976, obs. B. FAUVARQUE-COSSON; JCP 2006. II. 10181, avis A. GARIAZZO, note M. BILLIAU; JCP 2006. I. 115, obs. ph. STOFFEL-MUNCK;
- RDC 2007. 269. obs. D. MAZEAUD; RDC 2007. 279, S. CARVAL; RDC 2007. 375, obs. J.-B. SEUBE; RDC 2007. 537 et s., chron.; RTD
- (31) カタラ準備草案一三四二条は、一項で、「契約上の債務の不履MESTRE et B. FAGES; RTD civ. 2007. 123, obs. P. JOURDAIN.

civ. 2007. 61, obs. P. DEUMIER; RTD civ. 2007. 115, obs. J

- (32) サルゴ報告 n° 60°

らない」と規定している。

- (33) 本報告書四一頁以下。
- (중) TGI Paris, 16 janv. 2008, Rev. de dr. des transports 2008, comm
- 3

同志社法学

# 元老院調査報告書五五八号(二〇〇八-二〇〇九)の概要

- 淡路剛久「環境損害の回 照)、サルゴ報告はこれに賛同している(n°84)。

同志社法学 六二巻二号

二四八

(五)四

44

本報告書五〇頁以下。

(二〇〇九年)を参照。 復とその責任――フランス法を中心に」ジュリ一三七二号七二頁

35

これらの規定について、詳しくは、

45 Cass. civ. 2°, 22 mai 1995, Bull. n° 155, JCP 1995. II. 22550, note J.

本報告書四四頁以下。

- Cass. civ. 2°, 20 juill. 1993, Bull. n° 274; D. 1993. 526, note Y. 46 MOULY Cass. civ. 2°, 19 mai 1976, JCP 1978. II. 18773, obs. N. DEJEAN
- 38 本報告書四五頁以下。

CHARTIER.

37 36

47 DE LA BATIE Cass. civ. 2°, 4 mai 1988, Bull. n° 103

39 本報告書四七頁以下。

40

現在は適用対象となっていない(一九八五年七月五日の法律

六七七号一条)。

48 一三八六-七条一項は、当初、供給業者は常に製造業者と同様

41 サルゴ報告n°84°

愛学四八巻四号三頁以下(二〇〇七年)を参照。 いては、神田桂「フランス製造物責任訴訟をめぐる近年の動向

を受けて、供給業者の責任を限定するに至った。その経緯につ の製造物責任を負うと規定していたが、欧州司法裁判所の判決

- 42 一九八五年七月五日の法律六七七号によれば、運転者を含む
- 50 49 本報告書五三頁以下。 サルゴ報告書 n°80°
- に許し難いフォートがあり、それが事故の排他的原因であった (二条)。また、身体的損害の被害者が運転者でない場合、同人

被害者は、不可抗力又は第三者の所為を対抗されることがない

MARC' HADOUR, concl. P. MATTER, note G. RIPERT; S. 1930. 1

Cass. ch. réun., 13 févr. 1930, Bull. n° 34; DP 1930. 1. 57, rapp. LE

ときにのみ、これを対抗されるが(三条一項)、当該被害者が 六歳未満又は七○歳以上であった場合はこれを対抗されない 121, note P. ESMEIN.

51

- (同条二項)。これに対し、身体的損害の被害者が運転者である 52 サルゴ報告書 n° 69
- 加害者の責任は減免される 53 本報告書五四頁以下。

54

サルゴ報告書 n° 72°

同人にフォートがあれば、 加害者の責任は 55 に規定することを条件に、導入に賛成したのに対し、 社会党グループ(groupe socialiste)のメンバーは制度を精確

国民運動

この削除は、カタラ草案によって提案され(一三八五-二条参 連合(Union pour un Mouvement Populaire)のメンバーは、物

43

否とにかかわらず、

(四条)。なお、物的損害については、被害者が運転者であると

減免される (五条)。

場合は、

同人にフォートがあれば、

- として、これに反対したようである。 の所為の責任に関する一般的制度及び種々の特殊制度で十分だ
- 56 JOURDAIN; D. 1997. 279, chr. C. RADE; JCP 1997. II. 22848, concl. Cass. civ. 2°, 19 févr. 1997, Bull. n° 55; D. 1997. 265, note P. 本報告書五七頁以下。
- CABANNES, note F. CHABAS; JCP 1984. II. 20555, note N R. KESSOUS, note G. VINEY. DEJEAN DE LA BÂTIE Cass. ass. plén., 9 mai 1984, Bull. n° 4, D. 1984. 525, cncl. J.

66 65

- 2003. I. 154, obs. G. VINEY. JOURDAIN; JCP 2003. II. 10010, note A. HERVIO-LELONG; JCP Cass. ass. plén., 13 déc. 2002, Bull. n° 4; D. 2003. 231, note P.
- note P. JOURDAIN. Bull. n° 356; JCP 2004. II. 10017, note J. MOULY; RTD civ. 2004. 106, ラグビーの試合中の事故について、Cass. Civ. 2°, 20 nov. 2003,
- 61 が、子について、訪問権(droit de visite)や一時受入権(droit note P. JOURDAIN.)や、離婚又は別居の中に、監護権を有さない親 nov. 2000, D. 2002. 1309, note P. JOURDAIN; RTD civ. 2001. 603, 例えば、子が学校の寄宿舎に入っていた場合 (Cass. civ. 2°, 16
- op. cit.) にも、監護権を有する親と子は同居していると認められ d'hébergement)を行使していた場合(Cass. civ. 2°, 19 févr. 1997, るとしている。 本報告書五九頁以下。

ないものではない(Cass. crim. 5 mars 1992, Bull. n° 101.)。 判例によれば、一定の自由業者の職業的独立はこれと両立し

63

- 64 LARROUMET; Gaz. Pal. 1988. 2. 640, concl. M. DORWLING Cass. ass. plén., 19 mai 1988, Bull. n° 5; D. 1988. 513, note C.
- CARTER; RTD civ. 1989. 89, obs. P. JOURDAIN

Cass. com., 12 oct. 1993, Bull. n° 338

- BRUN; JCP 2000. I. 241, obs. G. VINEY; JCP 2000. II. 10295, cncl. R. KESSOUS, note M. BILLIAU Cass. ass. plén., 25 févr. 2000, Bull. n° 2; D. 2000. 673, note Ph
- 67 BILLIAU; JCP 2002. I. 1124, obs. G. VINEY; RTD civ. 2002. 109, obs D. 2002. 1317, obs. D. MAZEAUD; JCP 2002. II. 10026, note M 責任は肯定されている(Cass. ass. plén., 14 déc., 2001, Bull. n° 17; もっとも、被用者に刑事上のフォートがある場合には、その
- 68 サルゴ報告書 n° 77'

JOURDAIN.)°

- 69 Cass. soc., 27 nov. 1958, Bull. n° 1259.
- 70 Cass. soc., 2 déc. 1998, Bull. nº 530
- 71 本報告書六一頁以下。

72

Cass. com., 26 mars 2008, n° 07-11.619

- 73 サルゴ報告書 n° 79°
- 74 本報告書六七頁以下。
- である。なお、国際物品売買契約に関する国連条約(CISG) 唯一の例外は海上保険に関する保険法典し.| 七二-二三三条

同志社法学 六二巻二号 二五〇 (五〇六)

79

本報告書は、破毀院は、あるいは賠償限定条項が契約の本質

- 七七条も損害軽減義務を規定している。
- (%) Cass. civ. 2°, 19 juin 2003, Bull. n° 203; D. 2003. 2326, note J.-P. CHAZAL; D. 2004. 1346, obs. D. MAZEAUD; JCP 2004. I. 101, obs. G. VINEY; RTD civ. 2003. 716, obs. P. JOURDAIN.
- (\varphi) Cass. com., 22 oct. 1996, Bull. n° 261; D. 1997. 121, note A. SÉRIAUX; D. 1997. 145, obs. C. LARROUMET, JCP 1997. II. 22881,
- rote D. COHEN; JCP 1997. I. 4002, obs. M. FABRE-MAGNAN; JCP 1997. I. 4025, obs. G. VINEY; RTD civ. 1997. 418, obs. J. MESTRE. 「本質的債務」は問題となった契約の類型によって決まるとされる。速達運送契約上の運送人の債務については、受け取ったれる。速達運送契約上の運送人の債務については、受け取った
- び周期に従って電力を供給することが、本質的債務を構成する。上の供給者の債務については、当事者によって定められた量及封書を契約で定められた期日内に配達すること、電力供給契約
- (一一三一条)、一方当事者にコーズを構成する債務を履行しなるものであり、コーズは契約の有効要件の一つであるところをある。のであり、コーズは契約の有効要件の一つであるところで周期に従って電力を供給することが、本質的債務を構成する。

84 83

cf. Cass. civ. 2°, 23 janv. 2003, Bull. n° 20

本報告書七九頁以下。

るが、必ずしも本質的債務そのものを問題としない損害賠償の質的債務の不履行の場合に免責を認める責任の修正は禁止されーチは一部の学説によって批判されており、それによれば、本本る点に正当化根拠を有している。しかし、このようなアプロ

い可能性を認めることは、契約の構成要素の一つを奪うことに

修正はこれと区別されるべきだとされている

- déc. 2007, Bull. n° 265; D. 2008. 154, obs. X. DELPECH; JCP 2008.
   déc. 2007, Bull. n° 265; D. 2008. 154, obs. X. DELPECH; JCP 2008.
- uec. 2007, pull. It 203; D. 2006. 194, ous. A. DELFECT, JCF 2006 I. 125, obs. Ph. STOFFEL-MUNCK) で迷っているようだとする。) 一三八二条・一三八三条は公序に関する規定だというのがそのである (Cass. civ. 2°, 17 fevr. 1955, D. 1956. 17, note P. ESMEIN
- 条項についても妥当させることとなろう。

  民法典一一五二条に定める違約条項に関する制度を賠償限定

81

JCP 1955. II. 8951, note R. RODIÈRE) °

Cass. req., 16 nov. 1931, D. H. 1931. 555

- (5) Cass. civ. 2°, 8 mai 1964, Bull. n° 358, JCP 1965. II. 14140, note P. ESMEIN; RTD civ. 1965. 137, obs. R. RODIÈRE.

- 表示(indications géographiques)に関してはL.七一六-四条が
- それぞれ規定している 「サンクション―懲罰(sanctions-punitions)」を構成するか、そ もっとも、懲罰的損害賠償が、罪刑法定主義の適用を受ける
- を構成するにとどまるのかは微妙であるとする。 の適用を受けない「ペナルティ―賠償(pénalités-réparations)」
- これに対し、サルゴ報告は、懲罰的損害賠償の導入に反対し
- ている。 るとする。そして、伝統的なサンクションが一定の損害を生じ え、そこで目指された目的も不明瞭であり、懲罰的損害賠償が 一部国庫に帰属し得るとすると、損害賠償と過料の混同が生じ カタラ準備草案の用語法は不適切かつ不明確であるう
- 新たなサンクションは刑事上の又は行政上のものであるべきで うな抑止効果ある制度を導入することには論理の飛躍があり、 事責任の賠償という目的を変性させてまで、被害者を利するよ

させる行為態様を無力化するのに不十分であったとしても、民

96

本報告書一〇二頁以下。

- られている。環境保護団体の訴権については、淡路剛久・前掲 あるという (n°92)。 このような制度は、消費法のほか、環境法等の分野でも認め
- 90 (二〇〇六年)、後藤巻則=柴崎暁=馬場圭太「フランス ンスにおける消費者団体訴訟」ジュリスト一三二〇号九八頁 消費者団体訴訟制度を概観するものとして、山本和彦「フラ (35) 七八頁を参照。

者団体訴訟制度における損害賠償請求の概要とクラス・アクシ

- ランス、アメリカ、オーストラリアにおける金銭的救済手法の ョン導入に関する議論の動向」内閣府国民生活局『ドイツ、フ 動向調査』(二〇〇七年)二八頁以下。
- 91 française, 2008 Rapport de la Commission pour la libération de la croissance
- 92 Rapport au garde des Sceaux, La dépénalisation de la vie des
- affaires, 2008.

TGI Paris, 5 mai 1999, D. 2000. 269, obs. A. LEPAGE

本報告書一〇〇頁以下。

93

- 94 95 交通事故に関する一九八五年七月五日の法律三一条
- 生法典し. 一一四二-一四条及びし. 一一四二-一七条等
- 98 97 Rapport sur l'indemnisation du dommage corporel, 2003 Rapport du Groupe de travail chargé d'élaborer une
- nomenclature des préjudices corporels, 2005 達によって、この報告書及び付属文書の適用を推奨したため 本報告書によれば、司法大臣が、二〇〇七年二月二二日の通
- 99 本報告書一〇六頁以下。

保険会社や裁判官によって参照されている。

- 100 者は新たに生じた損害について別訴を提起できるという。 減少した場合は既判力の問題となり、増悪した場合には被害
- 101 GEGOUT, note R. SAVATIER; RTD civ. 1975. 114, obs. G. DURRY. Cass. mixte, 6 nov. 1974, Bull. n° 314; JCP 1975. II. 17978., concl
- 同志社法学 六二卷二号 五 (五〇七)

元老院調查報告書五五八号 (二〇〇八-二〇〇九)

の概要

(位) 一九八五年七月五日の法律六七七号四三条 (一九七四年一二

月二七日の法律一一一八号一条に由来する。)は、定期金の額は、

社会保障法典し、四三四-一七条に定める再評価係数に従い増額

されると規定している。